

商品概要説明書

こども貯金

(2021 年 10 月 1 日現在)

商 品 名	・ 普通貯金（子供）
ご利用いただける方	・ 個人のみ
期 間	・ 期間の定めはありません。
預入方法 （１）預入方法 （２）預入金額 （３）預入単位	・ 随時預け入れできます。 ・ 1 円以上 ・ 1 円単位
払戻方法	・ 随時払い戻しできます。
利 息 （１）適用金利 （２）利払頻度 （３）計算方法 （４）税 金 （５）金利情報の入手方法	・ 毎日の約定利率を適用します（変動金利）。 ・ 毎年 6 月と 12 月の当 J A 所定の日に支払います。 ・ 毎日の最終残高 1,000 円以上について付利単位を 100 円として 1 年を 365 日とする日割計算をします。 ・ 「こども組合」がその学校の長の管理、指導を受けて児童生徒の代表の名義をもってする貯金等の利子については金額に制限なく非課税となります。 ・ 学校の長などの代表者の名義の場合、児童生徒の個人名義の場合は 20.315%（国税 15.315%、地方税 5%）※の分離課税となります。 ※2037 年 12 月 31 日までの適用となります。 ・ 金利は店頭のコピー表示ボードに表示しています。
手 数 料	・ 2021 年 10 月 1 日以降に開設した口座については、一定の期間利用がない場合には、未利用口座管理手数料をいただきます。 なお、詳しくは、貯金規定に記載のとおりです。
付加できる特約事項	—
貯金保険制度 （公的制度）	・ 保護対象 当該貯金は当 J A の譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第 51 条の 2 に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という 3 条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。
苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 J A 本支店（所）または金融部（電話：076-266-5202）にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、J A バンク相談所（電話番号：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の弁護士会を利用できます。上記当 J A 金融部または J A バンク相談所にお申し出ください。 なお、弁護士会には直接お申し立ていただくことも可能です。 金沢弁護士会（電話：076-221-0242）
その他参考となる事項	—

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J A 金沢中央